

立川シティハーフマラソン協賛等募集要項

立川シティハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、立川シティハーフマラソンの開催にあたり、立川シティハーフマラソンの趣旨を理解し、協賛していただける企業、団体等（以下「企業等」という。）を募集します。

1 目的

立川シティハーフマラソンの運営に資することを目的とします。

2 協賛企業とは

立川シティハーフマラソンの運営に資することを目的として、金銭協賛をしていただける企業等です。

3 協賛種別と特典

協賛区分	協賛金額	特典
特別協賛	100万円以上	<ul style="list-style-type: none">・大会プログラムへ広告（A4カラー1頁）掲載（500万円以上は、広告（A4カラー2頁）掲載）・大会プログラム特別協賛企業一覧へ企業等名掲載・大会ホームページへバナー広告掲載・大会ポスターへ企業等名掲載・大会パンフレット表紙へ企業等名掲載・ナンバーカードへ企業等名の掲載・選手用手荷物預かり袋へ企業等名又はロゴ掲載・フィニッシュテープに企業等名又はロゴ掲載・フィニッシュゲートに企業等名又はロゴ掲載・イベントステージバックパネルに企業等名掲載・のぼり旗に企業等名掲載・PRブース（テント付き）の出店【大きさ・張数ご相談】・3kmレース・親子ペアレースのスターターを隔年で提供・ハーフマラソン・3kmレースに合計で10名程度の無料参加の提供など ※お申し込みの時期により、一部の特典が受けられない場合がございます。
一般協賛	20万円以上 100万円未満	<ul style="list-style-type: none">・大会プログラムへ広告（A4カラー1/2頁）掲載・大会プログラム協賛企業一覧へ企業等名掲載・大会ホームページへバナー広告掲載・PRブース（テント付き）の出店【2.7m×3.6mのテント1張り】

4 一般協賛をせずに大会プログラムへ広告を掲載

	広告の種別	広告代金
1	大会プログラムへ広告（A4カラー1/4頁）掲載	3万円
2	大会プログラムへ広告（A4カラー1/8頁）掲載	2万円

5 協賛（広告掲載）申し込み方法

別紙「立川シティハーフマラソン協賛等申込書」を、メール・郵送・FAX・直接持参のいずれかの方法で提出してください。

6 協賛金（広告代金）支払い方法

実行委員会事務局に直接持参もしくは、実行委員会口座への振り込みとします。
申し込み後、実行委員会事務局より振込先のご案内と請求書を送付いたします。
※振込手数料は申込者でご負担願います。

7 協賛（広告掲載）申し込み受付期限

原則として、実行委員会の定める期日までとし、協賛金（広告代金）の納入期限及び広告データの提出期限につきましては、別途ご案内いたします。

期限日を過ぎてからの協賛申し込みにつきましては、実行委員会事務局までご相談ください。

8 注意事項

- (1) 本大会がやむを得ない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 協賛企業が得られる特典の効力は、申し込みが受理された日から発生し、大会開催年の3月31日をもって消滅するものとします。
- (3) 掲載する広告、商標ロゴ等については、協賛者が完全製版のうえ、実行委員会に提出してください。
- (4) 企業等名・広告の掲載の位置や順序及びPRブースの位置等については、実行委員会で調整させていただきます。
- (5) 本大会にふさわしくない企業・団体からの協賛は受理できません。協賛の可否は立川シティハーフマラソン実行委員会で審査の上、決定します。

※ 協賛を受理できない企業・団体等の例

- ・政治性および宗教性のあるもの
- ・風俗営業法等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するまたはこれに類するもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する企業（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号の規定に該当するもの

- ・大会運営に支障をきたすおそれのあるもの
- ・実行委員会がふさわしくないと判断したもの

(6) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議の上、誠意をもって解決にあたります。

《お申し込み・お問い合わせ先》

立川シティハーフマラソン実行委員会事務局

〒190-0015 立川市泉町 786-11

(特非) 立川市体育協会

TEL : 042-534-1483